

世界遺産登録25周年記念「二条城まつり2019」 事業実施事業者選定に係る要領

1 目的

この要領は、世界遺産登録25周年記念「二条城まつり2019」事業の企画及び実施に関し、プロポーザル方式により、事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 委託業務名

世界遺産登録25周年記念「二条城まつり2019」事業の企画及び実施

(2) 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

(3) 事業者選定の方式

プロポーザル方式による評価を行い、参加事業者の中から1者を選定します。

3 参加資格

- (1) 応募できる事業者は、2年以上継続して適正に営業しており、本要領に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とする。
- (2) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下、「複合体事業者」という。）の参加も認めるものとする。複合体事業者の場合にあつては、構成員が本公募の他の応募者（他の参加者がグループである場合は、その代表者及び構成員）でないことを要件とする。また、複合体事業者の中から代表となる法人又は個人（以下、「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行うこと。
- (3) 事業者が次の各号に該当する場合は、応募できません。
 - ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
 - イ 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者
 - ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
 - エ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）
 - オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

- カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

4 申込及び提出書類

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）を持参又は郵送により、「10提出先」へ提出してください。

(2) 受付期間

令和元年6月4日（火）から令和元年6月18日（火）午後5時必着

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※受付期間を超えた場合は、いかなる場合であっても受け付けません。

(3) 提出書類

次の書類を令和元年6月18日（火）までに持参又は郵送により、原本1部、写し6部の合計7部を提出してください。

ア 世界遺産登録25周年記念「二条城まつり2019」事業に係る提案書（様式2）を鑑として、以下のことについて任意様式にて提出してください。

（ア）会社の信頼性（会社概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等があれば提出してください。）

（イ）企画内容及び実施体制（本市が指定する仕様に加え、独自事業を含めて、内容を具体的に提案したもの）

（ウ）広報力

（エ）見積額（収支の内訳をできるだけ詳細に記載した見積書を添付してください。）

（オ）その他、事業に臨む姿勢や意気込み、トラブルへの対策など

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

ウ 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

（ア）所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

（イ）市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

エ 誓約書（様式3）

オ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式4）

※ エ、オについては、有資格者名簿に登載されている方は不要です。

※ ア（ア）及びイ～オについては、複合体事業者の場合、構成員ごとに該当する書類の提出が必要です。

(4) 留意事項

- ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とします。
- イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ウ 提出された全ての書類等は返却できません。
- エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時点で、本市の承諾を得た場合のほか認めません。
- オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- キ 提出後に、参加資格がないことが判明した場合は、審査を行いません。

5 プロポーザルに係る質疑及び回答

(1) 受付方法

世界遺産登録25周年記念「二条城まつり2019」事業の実施事業者募集質問書（様式5）を作成のうえ、郵送又はFAXにより、「10提出先」へ提出してください。

FAXで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

(2) 受付期間

令和元年6月4日（火）午前9時から令和元年6月10日（月）午後5時まで。

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けません。

(3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和元年6月13日（木）までに、元離宮二条城ホームページに掲載します。

6 選定に係る面接の実施

提出された提案書に基づき、面接による審査を行う。実施日時は別途、元離宮二条城事務所から連絡する。

(1) 実施場所

元離宮二条城 大休憩所北側レクチャールーム

(2) 面接のタイムスケジュール

プレゼンテーション（約15分）

質疑応答（約15分）

(3) 審査委員

- ・元離宮二条城事務所長
- ・文化芸術都市推進室文化財担当部長
- ・元離宮二条城事務所副所長
- ・元離宮二条城事務所企画担当課長

7 審査・選定

参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

提出により、応募資格の有無を確認します。別に定める評価基準に基づき、提出書類及び面接による審査を行い、第1候補者及び次点者を決定します。

受託候補者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は第1候補者が辞退した場合等については、次点者を受託候補者として選定します。

また、評価点は400点満点中240点以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、受託候補者を選定しない場合があります。

選定結果については、受託候補者決定後、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由を、郵送により通知するとともに、元離宮二条城ホームページに掲載します。審査結果についての異議申立は受け付けません。

8 評価基準

(1) 会社の信頼性	5点
(2) 事業の企画内容及び実施体制	45点
(3) 広報力	30点
(4) 見積額	10点
(5) その他	10点

9 決定後の手続き

選定された受託候補者については、契約内容に係る協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結します。受託候補者と契約条件について合意に達しなかった場合は、次点評価者を受託候補者として契約交渉を行います。

また、提出書類及び面接審査における発言等に虚偽の内容があった場合、又は、受託候補者として選定された後に企画内容に重大な変更が発生するなど、受託者として不適当と本市が判断した場合は、審査時において失格、契約締結後においてはその契約を解除することがあり、その際は次点評価者と契約することとします。

10 提出先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地
京都市元離宮二条城事務所（担当：事業推進担当 樋口・宮澤）
電話番号 075-841-0096
FAX 番号 075-802-6181